

稲沢市国民健康保険運営協議会(第1回)議事録

- 日 時 令和8年4月23日(木)
午後1時30分から午後2時50分まで
- 場 所 稲沢市役所 政策審議室
- 出席委員 (14名)
被保険者を代表する委員
谷口喜久男、下田一人、鈴木昇、森恵美子、水野寛実
保険医又は薬剤師を代表する委員
山村等、服部哲尚、林峰佳
公益を代表する委員
日比野貴子、鈴木純子、北村太郎、黒田哲生、曾我部博隆
被用者保険等を代表する委員
荒居昭治
- 欠席委員 (2名)
保険医又は薬剤師を代表する委員
大島宏之、齋藤真慈
- 理事者 (1名)
稲沢市長 加藤錠司郎
- 事務局 (5名)
市民福祉部長 服部美樹
国保年金課長 加藤敦史
国保年金課主幹 小澤純司
国保年金課主査 武内隼人
国保年金課主査 水野洋平

開 会 (午後1時30分)

事務局 本日は大変ご多用の中、またお足元が悪い中、ご参集賜り厚くお礼申し上げます。

ただいまから令和8年度第1回稲沢市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

はじめに、公益を代表する委員であります 山田 崇夫 委員でございますが、一身上の都合により、令和8年3月3日付けで委員の辞任届が提出され、これを受理いたしましたことを報告いたします。

つきましては、その後任として、令和8年3月4日付けで、新たに委員となられました 北村 太郎 委員に、市長から委嘱状を交付させていただきます。

市 長 (北村委員に委嘱状を交付)

事務局 それでは、北村委員から自己紹介をお願いいたします。

(北村委員 自己紹介)

事務局 つきまして、市長からご挨拶を申し上げます。

市 長 (挨拶)

事務局 つきまして、4月の人事異動で事務局の職員も異動しておりますので、改めて紹介させていただきます。

(事務局 自己紹介)

事務局 それでは、協議会規則第3条の規定により、会長が議長となりますので、会議の進行につきましては、会長をお願いいたします。

議 長 それでは会議に入ります。

ただいまの出席委員数は14人、委員定数16人のうち、

被保険者代表の委員5人、

保険医又は薬剤師を代表する委員3人、

公益を代表する委員5人、

被用者保険等を代表する委員1人 であり、

協議会規則第6条の規定による定足数を満たしておりますので、
会議の成立を認めます。

議 長 次に、議事録署名者の指名に入ります。
協議会規則第9条により、署名者2名を指名させていただきます。
被保険者を代表して 森 恵美子 委員
保険医又は薬剤師を代表して 服部 哲尚 委員
よろしく願いいたします。

議 長 それでは、協議事項であります「国民健康保険税における課税限度額
額の改正」及び「令和8年度国民健康保険税の税率・税額改正」につ
いて、市長から諮問を受けたいと思います。

市 長 （諮問書を朗読し、議長に手渡す。）

事務局 なお、市長は、他の公務のため、一旦退席をさせていただきますの
で、よろしく願いいたします。

市 長 （退 室）

議 長 それでは、協議事項（1）「国民健康保険税における課税限度額の
改正」について、事務局の説明を求めます。

事務局 （説 明）

議 長 事務局の説明が終わりました。
ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

委 員 課税限度額ですが、説明があったように法律で規定されており、今
回は医療給付費分について66万円から67万円に引き上げるという
ことで、これ以上上げることは基本的にはできないと思います。
年収に占める国保税の割合は、逆進性と言いますか、収入が低いほ
ど高くなるという理解でよろしいですか。

事務局 限度額が決められており、所得に応じて上限なく賦課されるもの
ではありませんので、収入に対する割合としては、中低所得層の方が
大きくなることはあると思います。

委員 資料6ページの給与収入による年税額について、4人家族で、子ども2人は18歳未満、夫婦とも40歳以上65歳未満の場合を対象とすると、収入に占める割合は、年収400万円では11.6%ですが、年収900万円では10.9%に下がり、年収1,100万円を超えると限度額の関係でさらに下がることになるという認識でよろしいですか。

事務局 お見込みのとおりです。

委員 稲沢市だけではありませんが、高所得者ほど課税の上限があることから、収入に占める国保税の割合は下がってきます。これは、子ども・子育て支援納付金分が加わるとさらに下がってくることは明らかですので、大いに問題だと思います。

次に、愛知県内での保険料率の統一化が課題になっていると思いますが、今年度中に統一するかどうかの方向性を決めることになるのでしょうか。

事務局 愛知県内の市町村での保険料水準統一化の方向性については、昨年度の時点で意思の統一がされていまして、今年度中に完全統一の目標年度が決まってくる予定です。

委員 稲沢市の保険税率よりも標準保険料率の方が高くなっていますので、結局、今よりもさらに税の引上げをしないと県内統一の保険料率に届かないと思います。今日の資料でもあったように、子ども・子育て支援金制度についても、3年間で段階的に引き上げられることになっていますので、それを加味すると、負担が一層増えるという理解でよろしいですか。

事務局 標準保険料率は保険料水準の統一に向けて示されたものであり、稲沢市ではその水準に到達していませんので、委員のおっしゃる方向性になるものと考えています。

委員 このままでは国保税を毎年のように引き上げざるを得なくなってきました。現在でも収入に占める割合が11%を超えることもあり、大きな負担となっているにもかかわらず、物価高騰の中であってこれ以上の国保税の引上げは、暮らしを一層大変なものにすると思います。

本来であれば、大企業や富裕層への行き過ぎた減税や大幅に増加している軍事費を見直すことで、国の公費負担を増やすことが必要だと思います。

当面は一般会計からの繰入れを増やして、将来的には国の責任で公費を増やすことを求めるべきだと思いますが、どうでしょうか。

事務局 国や県に対しては、市長会などを通じて、公費による負担を増やしてもらえるよう、継続的に要望を提出しているところです。

また、一般会計からの繰入れですが、国の方針により愛知県においても保険料水準の統一化に向けて動いており、市独自の減免や法定外の繰入れなどは許容されない見込みであることから、方向性としては、一般会計からの繰入れを増やすのではなく、国保の特別会計の中で収支を均衡させるために、保険税を引き上げていくことは致し方ないものと考えます。

委員 説明があったように、法定外繰入れは廃止となり、その分も含めて保険税を引き上げることになれば、物価高騰で苦しんでいるにもかかわらず、さらに高い保険税の支払いを要求され、暮らしが一層大変になることは明らかだと思います。こんなことは絶対に許されないとします。

議長 ご意見ということでお伺いたします。
他にご意見、ご質問はございませんか。

委員 法定外繰入れに関しては、国としても無くしていく方向とされており、事務局から説明があったように推移しなければならないと考えますが、どのように減らしていくかということは、しっかり考えていかなければいけないと思います。

そんな中で保険料率を統一化しなければならず、前回の会議でも指摘させていただきましたが、他の地域と比べ年税額が少ない稲沢市では、その差額を埋めるために保険料率を急角度で引き上げていかなければならないことに対して、どう手を打つのかをしっかりと議論していただかなくてはならないと思っています。

収支の均衡を図るには、収入を増やすことと支出を減らすことを同時に両立させる必要があります。収入では、やはり税収になりますが、市町村の場合、“公”という立場から弱いところにきっちり対応していかなければならないため、バランスに配慮しながらしっかり

と議論を進めていっていただきたいと思います。また、支出を減らすためには、やはり健康でいていただくことが大事だと思いますので、特定健診などの保健事業に加入者が積極的に参加できるような仕組みづくりが重要になってくると思います。

こういったことも含めて議論していく必要があると思っていますが、被用者の立場からしますと、法定外の繰入れについては、もう流れとしてやむを得ないことから、基本的には無しにするよう申し上げたいと思いますので、今後はそれを踏まえて議論を進めていただきたい。その分、支出を減らすためにも保健事業を推進し、加入者の皆さんに健康になっていただくことが大事だと思っています。

議 長 他にご意見やご質問はよろしいですか。
それでは、質疑を終了させていただきたいと思います。
それでは、お諮りいたします。「国民健康保険税における課税限度額の改正」について、賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数でありますので、改正をすることに決しました。
次に、協議事項(2)「令和8年度国民健康保険税の税率・税額改正」について、事務局の説明を求めます。

事務局 (説 明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

委 員 資料の別紙1を見ると、稲沢市の国保税が他市と比べて安くなっていることは事実だと思います。しかし、それでも稲沢市では昨年も税の引上げをされましたし、今年の4月から引き上げました。
今年4月から引上げをされて、夫婦と子ども2人がいる4人世帯で400万円の給与年収がある場合は46万1,900円になっていますが、これは昨年から比べると、どれくらい年税額が増えているのでしょうか。

事務局 給与収入400万円で、40歳から65歳までの夫婦と18歳未満の子

ども 2 人の場合、昨年度の税率だと 42 万 8,700 円であり、改正後の 46 万 1,900 円と比較しますと、3 万 3,200 円の増額ということになります。

委員 別紙 2 として協会けんぽと比較した資料があります。協会けんぽでは会社が半額を負担してくれますので、年収が 400 万円の場合の本人負担は約 24 万円ということになります。協会けんぽと比べると、国保は同じ 400 万円の収入でも 2 倍近い負担になります。これだけ負担が増えると、払いたくても払えないというのが実態ではないかと思えます。そういった観点からも国の公費負担を増やしていかないといけないと考えます。

議長 ご意見ということでお伺いいたします。
他にご意見、ご質問はございませんか。

委員 資料の別紙 2 の健康保険料・介護保険料の保険料率 11.55%と子ども・子育て支援金の保険料率 0.23%は、どのように算出された数値なのでしょうか。

事務局 協会けんぽから令和 8 年度分の保険料率として示されているものですが、11.55%と 0.23%を合わせた 11.78%が保険料率とされていまして、その保険料率がどのように算出されたかということまでは把握をしていません。あくまで参考として、協会けんぽの保険料をお示ししたものです。

委員 稲沢市の国保の子ども・子育て支援納付金分の所得割が 0.29%となっていますが、協会けんぽの 0.23%との違いはどういう理由によるのでしょうか。

事務局 協会けんぽの 0.23%がどのように算出されているか分かりかねますが、本市国保の 0.29%については、こども家庭庁が示す額を基に愛知県が計算した数値でして、標準保険料率として示されているものをそのまま採用しています。

0.23%については、協会けんぽが算出した数値だと思われませんが、健康保険料・介護保険料の保険料率 11.55%は昨年より下がっており、子ども・子育て支援金の 0.23%を加えることで、昨年より保険料率が少し上がるように調整がされているように見受けられます。

委員 別紙2の保険料の額は、400万円に対して、11.55%を乗じたものと0.23%を乗じたものを合わせると48万624円になるという考え方でよいでしょうか。

事務局 標準報酬月額にそれらの保険料率を乗じて算出したものが、「全額」の欄の金額になってきます。

議長 途中ですが、挙手がありますのでよろしいでしょうか。

委員 本日配付されたA4横の資料の3ページ目を見ますと、一人当たりの子ども・子育て支援金額は、令和8年度の被用者保険の平均で300円、市町村国保で250円とされていますが、稲沢市の国保では、子ども・子育て支援納付金は何ヶ月で支払うことになっていますか。

事務局 通常の国民健康保険税として徴収しますので、7月から翌年3月までの9ヶ月で9回に分けて徴収させていただきます。

委員 私どもの被用者保険では、協会けんぽも同様ですが、令和8年度からというのは、令和8年4月分からということにして、令和8年5月から納付するということになります。つまり被用者保険は11ヶ月で収めて、国保は9ヶ月で収めることになりますので、国保の保険料率が若干高くなる理由の一つではないかと思えます。

私どもの被用者保険でも、計算上では0.20%となるはずなのに0.23%と示されたため、その理由を尋ねたところ、12ヶ月分を11ヶ月で割り戻していると説明されましたので、ひょっとするとその辺の影響が出ているのかなと思えます。また改めてご確認いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 今後は、数値の根拠を明確に示していただくよう、事務局にお願いしたいと思います。

他にご意見、ご質問はよろしいですか。

委員 資料の別紙1によると、稲沢市は保険税率が低い水準になっているということですが、子ども・子育て支援納付金分も低くなっていると考えるとよろしいですか。

事務局 子ども・子育て支援納付金分については、標準保険料率と同程度の税率としていますので、他市とも同程度の水準になっています。

議長 他にご意見、ご質問はよろしいですか。

委員 先ほどは気づかなかったのですが、本日配付されたA4横の資料の2ページ目にありますように、国保における支援金では18歳未満の方に対する配慮があるということが分かりました。

被用者保険では、協会けんぽも含めてですが、そういった配慮は一切ありません。被扶養者に18歳未満のお子さんがいても、同じ0.23%を乗じています。

また、この子ども・子育て支援金は、社会的使命という形で賦課された側面もあるということで、給与明細にもきっちり区別して記載してくださいという話をしているのですが、残念ながら、私どもの会社では保険料と一緒にされてしまっており、なかなか加入者の方に伝わらない状況にあります。健康保険料が増えたのか、子ども・子育て支援金が賦課されたのかということについては、当初に連絡をしていますが、そこまで興味を持っている方はなかなかいないので、はっきり分かるように示すことが大事になってくると思います。そういったことにも配慮いただければと思います。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質疑を終了させていただきたいと思います。

それでは、お諮りいたします。「令和8年度国民健康保険税の税率・税額改正」について、賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 ありがとうございます。賛成多数でありますので、改正をすることに決しました。

それでは、ただいま決議された事項について、市長に答申することといたします。

準備のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

市長 (入室)

- 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
それでは、答申書を市長にお渡ししたいと思います。
(答申書を朗読し、市長に手渡す。)
- 事務局 それでは、市長からお礼の挨拶を申し上げます。
- 市 長 (お礼の挨拶)
- 事務局 なお、市長は、他の公務のため、これで退席させていただきますので、よろしく願いいたします。
- 市 長 (退 室)
- 議 長 それでは、次に移ります。
報告事項(1)「国民健康保険税における軽減判定基準の改正」について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (説 明)
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。
- 議 長 よろしいですか。それでは、質疑を終了させていただきたいと思
います。
続きまして、報告事項(2)「令和7年度国民健康保険の事業状況」
について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (説 明)
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。
- 委 員 4月の下旬に報告をいただく内容として、もちろん令和7年度の
決算見込みというのは大事だと思います。ただ、令和7年度の決算見
込みを踏まえた令和8年度の当初予算がどのように計上され、どの
ように実行されていく見込みなのかを、ぜひお聞かせいただきたい

なと思いました。

なぜこのような話をするかと言いますと、一人ひとりが健康でいられるように保健事業としてどんなことをやっていくのかをお伺いし、きっちり実施してもらおうということが大事ではないかと思っていますからです。

もしも、令和8年度の保健事業で、特筆するようなものがあれば、お聞かせください。

事務局 令和8年度の保健事業において、特定保健指導の積極的支援を拡充する予定です。特定健診を実施し、その結果に基づいて、引き続き、特定保健指導を行っていますが、その中でも生活習慣病発症のリスクが高い方に対して実施する積極的支援について、昨年度までは本市の保健師ができる範囲で対応するのみでしたが、今年度は、それに加えて、稲沢市民病院と稲沢厚生病院において、各病院で特定健診を受けた方を対象として特定保健指導の積極的支援を実施していただけるよう調整をしているところです。少しでも実施件数を増やしていくことで、将来的な医療費の削減に繋げていけるよう、取組みを進めていきたいと考えています。

委員 こういうことをしっかりやることによって、市に返ってくるインセンティブもあるのではないかと思います。加入者の皆さんの協力があるのですが、国保事業の運営の足しになるようなことにも、ちゃんと事務局として取り組んでいただいていると思いますので、そういったこともぜひご理解いただきながら、積極的に保健事業を利用していただければと思います。

また、被用者保険に加入されている市民の方がしっかりと税金を納めている中で、一般会計からの繰入れが行われることに関しては、やはり思うところがありますので、ぜひそういった観点からも、保健事業の推進をお願いしたいと思います。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委員 国保の加入者は高齢者やリタイア組が多いと思います。高齢介護課ではサロン事業などを実施しており、フレイル予防や健康維持の取組みをされていますが、高齢介護課と連携した取組みはあるのでしょうか。

事務局 国保事業において、高齢介護課と直接的に連携しながら取組みを進めているものは、現状ではありませんが、お互いがそれぞれの事業を実施することで相乗効果が得られているという部分はあると考えています。

なお、後期高齢者医療では、保健事業と介護予防の一体的実施という取組みを3年ほど前から始めていまして、高齢介護課や健康推進課と連携しながら取組みを進めていると聞いています。

委員 社交場のような感じで頻りに病院に行かれる方もいますので、サロン事業などの場を利用して、国保側から出前講座のような形でやんわりと受診回数の減少を促してみるなど、いろいろなことを行っただけといいのではないかと思います。

議長 他にご意見、ご質問はよろしいですか。
それでは、質疑を終了させていただきたいと思います。
次に移ります。「その他」について、事務局からお願いします。

事務局 今後の予定についてお知らせいたします。
例年どおりであれば、次回の運営協議会は11月下旬を目途に開催させていただくことを想定しております。
お忙しい中、大変恐縮ではございますが、何卒ご協力のほど、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
ただいま説明のありました今後の予定、または、その他のことに関して、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

議長 よろしいですか。それでは、質疑を終了させていただきたいと思います。
以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

事務局 ありがとうございます。
最後に、市民福祉部長からお礼のことばを申し上げます。

部長 (お礼のことば)

議長 これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 (午後2時50分)

令和 年 月 日

会 長

委 員

委 員